



2018年2月作成

わたしたちが大切にしていること

声をきく



扉をひらく

社会をかえる



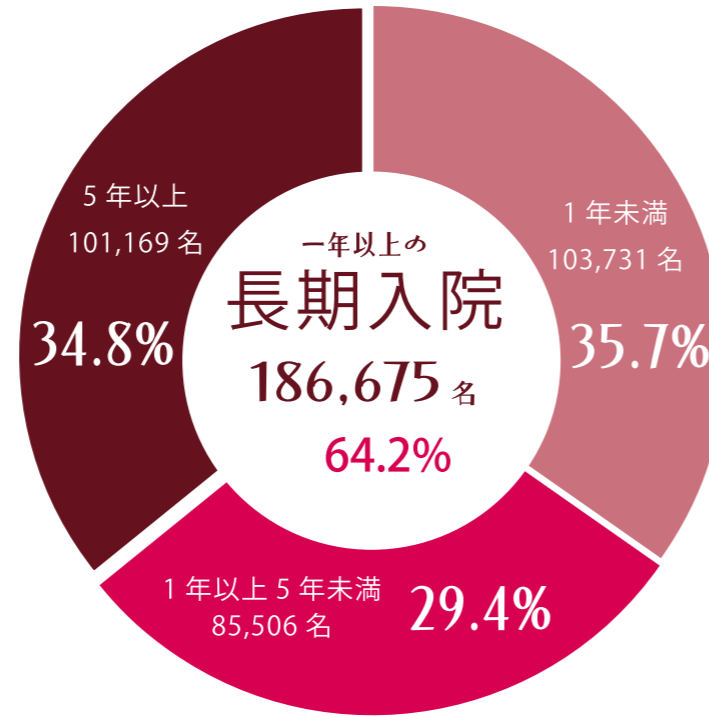
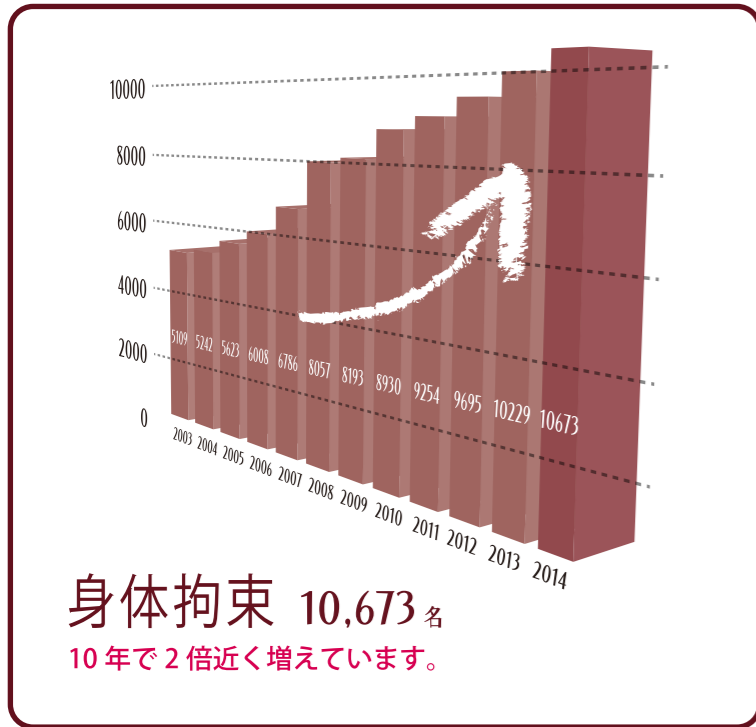
私たちは、精神障害者の権利擁護活動を行い
安心してかけられる精神医療の実現を目指しています。



認定 NPO 法人 大阪精神医療人権センター

日本の精神医療の現状を一緒に考えてみませんか??

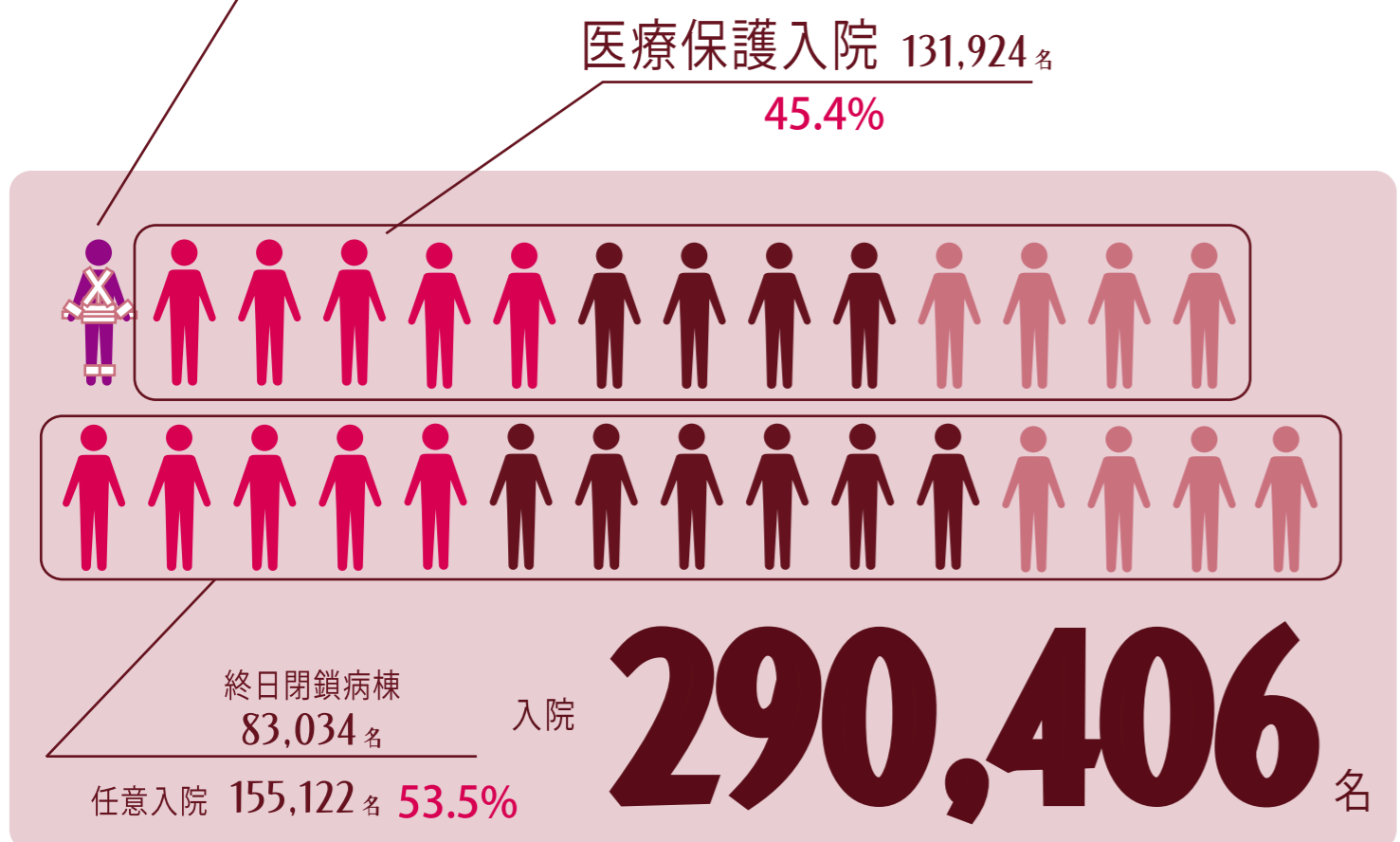
日本の精神科病院は、世界的にみても入院者数がきわめて多いといえます。半数近くが強制入院（医療保護入院や措置入院）であり、任意入院者も多くが閉鎖処遇を受け、長期入院を強いられています。身体拘束・隔離などの行動制限も近年大幅に増加しています。障害者権利条約が批准され、障害者差別解消法が施行されても、この現状は変わっていません。



理由

- 1 法律で定められた強制入院や行動制限の要件が曖昧で、現場では緩やかに解釈されています。
- 2 医療保護入院や身体拘束・隔離は、たった1名の精神保健指定医が判断しています。
- 3 精神医療審査会によるチェックがほとんど機能していません。

※ 入院届や定期病状報告で入院継続不要と判断された割合は**ほぼ0%です**
(2016年度の衛生行政報告例)



変わるためには

- 1 医療保護入院制度の廃止を含む強制入院制度の抜本的見直しを行う。
- 2 精神科病院から独立した第三者（権利擁護者）が入院者の立場に立ち、入院者の有している権利を伝え、その権利行使を支援するための権利擁護システムを構築する。

1

声をきく

精神科病院に入院する方々の立場にたった権利擁護活動を実践するために

個別相談活動

面会は、あきらめていた思いを希望に変え、退院や本人の希望の実現につなげることを目的としています。



面会活動は、私たちの目的に賛同する市民の方々にボランティア養成講座を受講していただき、相談者の希望に基づいて、2名1組で行っています。当事者、家族、看護師、精神保健福祉士 (PSW)、弁護士等様々な立場の方が参加しています。

精神科へ入院中の方



電話・手紙・面会による個別相談を受け付けています。



水曜日 14:00 ~ 17:00

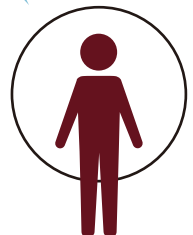
06-6313-0056



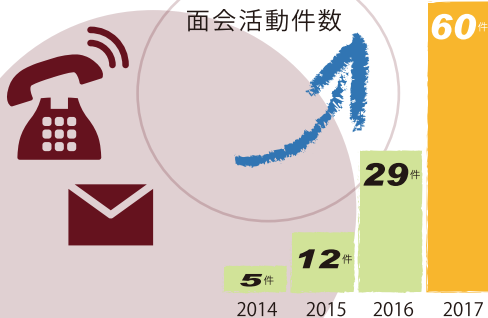
入院している方々の声

- 「退院したい」
- 「病院職員に相談すると、薬や身体拘束が増えるかもしれない、怖くて相談できない」
- 「退院したいが、誰に相談したらいいのかわからない」
- 「病院職員から言葉の暴力を受けた」
- 「外出や散歩を自由にしたい」

面会によって、「退院してもいい」ということをはじめて知ったという声をいただくこともあります。



面会活動件数



面会活動の拡充とともに、面会活動のニーズが大幅に増加しています。

電話又は手紙による相談は 872 件

(2016年度)

2

扉をひらく

精神科病院を開かれたものにするために

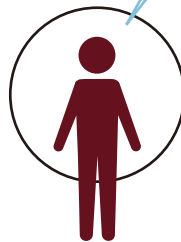
訪問活動

- 精神科病院に入院中の方の人権を擁護し、より良好な療養環境の維持、発展を目的として、精神科病院の病棟等に訪問・視察を行い、入院中の方々から聞き取りを行う等の精神科病院への訪問活動を行っています（2003年から精神医療オンブズマン制度、2009年から療養環境サポーター制度）。
- 療養環境サポーター制度では、訪問先病院の選定、サポーターの日程調整、報告書作成への関与等重要な役割を担い、2か月に1回開催される大阪府精神科医療機関療養環境検討協議会にも当センターから2名が委員として参加し、病院訪問報告と療養環境の改善に向けて意見を述べています。



訪問活動による様々な成果

「ベッド周りにカーテンがついた」
 「公衆電話の設置場所がプライバシーが守られる場所になった」
 「意見箱が活用されるようになった」
 「社会資源の情報や医療福祉相談室のお知らせが病棟内に置かれるようになった」
 等多数の改善が見られました。



訪問活動の報告は、ウェブサイトや「扉よひらけ⑦ 大阪精神科病院事情ありのまま 2015」で発表しています。

この訪問活動による取組は
 全国でも大阪だけです。

2003年から訪問活動を開始し、
 合計58病院（延べ178回）に訪問しました。



自分が入院する病院を
 選ぶのに役立つ

他の病院の取組等を知ること
 ができて、参考になる

大阪の精神科医療の現状
 を知ることができる。





伊藤 哲寛さん

精神科医・元北海道立精神保健福祉センター長

厳しい状況の中、30年にわたって精神医療改革と精神障害者の権利擁護の活動を地道に続け、その成果が広く評価されています。しかし、いまだ多くの方が精神病棟に長期に留められ、隔離拘束される方も増加し続けております。改革の道のりは長く険しいと思います。これからも多くの皆さんの力が必要です。多くの方にセンターの活動を支援していただくよう願っています。



山本 深雪さん

認定 NPO 法人大阪精神医療人権センター 副代表

精神科病院に急な入院となったら困惑の世界です。入院が必要な理由、治療内容、退院はいつ頃か、本人と病院側が対話できる関係であることが基本です。しかし、その関係が実現していない現状では、病院外部の第三者が本人の権利擁護者となって話の筋を通せるよう見守れる距離にいることが、安心してかけられる精神医療となるために必要不可欠です。



河崎 建人さん

一般社団法人大阪精神科病院協会 会長

病院に市民感覚の目が入る、これまでの日本の精神科医療の現場にはそれが非常に乏しかった。私が一病院の管理者の立場で思うのは、病院訪問活動によって一番大きく変わったのは病院職員の意識です。この活動をどのように大阪以外にも広げていくのかというのがこれからの大きな課題と思います。



牧里 毎治さん

社会福祉法人大阪ボランティア協会 理事長

社会での孤立が隔離を生み、社会での隔離が更なる孤立を生みます。つまり、社会的孤立と社会的隔離の問題はメダルの裏と表の関係にあるといえます。社会における孤立と隔離の抑制・解消に向けて、人と人が心でつながる活動が必要であり、大阪精神医療人権センターによる精神医療における権利擁護活動の実践に期待し、応援しています。

3 社会をかえる

安心してかけられる精神医療を実現するために



政策提言活動

- これまで『病院訪問活動』と『退院促進事業』の制度化を提言しました。訪問活動は精神医療オンブズマン制度として2003年に大阪府で制度となり、退院促進事業は2000年に大阪府で制度化され、2006年に障害者自立支援法で全国レベルの制度となりました（現在の制度名称は、「精神障害者地域移行・地域定着支援事業」）。
- 強制入院制度の抜本の見直しを求めるとともに、入院中の方の権利擁護システムの構築に向けて政策提言活動を行っています。

最近の意見書等



- 2017年11月 意見書～精神科病院に入院中の人々のための権利擁護システムの構築を求め、日本精神科病院協会によるアドボケータガイドラインに反対する～
- 2017年5月 精神保健福祉法「改正」法案の廃案を求める声明
- 2017年3月 精神保健福祉法「改正」に反対する意見書
- 2017年2月 意見書～相模原事件検討チームの報告書を弾劾し、報告書に基づく精神保健福祉法の改正に反対する～
- 2016年10月 相模原市の障害者支援施設における事件の検証及び再発防止策検討チームの「中間とりまとめ」に対する申入書
- 2016年8月 相模原市障害者殺傷事件について申入書
- 2016年7月 相模原市障害者殺傷事件に対する報道について要望書

政策提言活動の内容は、ウェブサイトやフェイスブックで日々発信しています。是非、ご覧ください。フェイスブック『いいね』、『シェア』もご協力ください。

👤 退院した方

閉鎖病棟では、どうしたら出られるのだろうと廊下の窓からよく外を眺めてました。

同じ病棟に入院している人が大阪精神医療人権センターの電話番号を教えてくれ、とにかく退院したい、知識を得たい、外部の人とつながりたいという思いで電話をしました。面会に来てくれて、病院のケースワーカーは退院の相談によってくれる人だということ、退院の相談をしてもよいこと、自分に退院の相談をする権利があるのだということを知りました。それからは病棟に来た担当ケースワーカーに声をかけるようになりました。

退院して、新しい生活を始めました。私も人権センターの活動の力になれたらと思っています。

👤 退院した方

主治医などに「退院したい」と言っても何の対応もしてもらえませんでした。病院の中では何を言っても仕方ない、そういう雰囲気があったため、外出許可をとって市役所に相談に行きました。そこで大阪精神医療人権センターを紹介され、市役所の公衆電話からすぐに電話をかけました。

悩んでいることをうまく言葉にする自信がなく、はじめはとても緊張しましたが、面会に来た人は、ゆっくりと話をきいてくれました。思いをわかってもらえ、病院への伝え方なども一緒に考えてくれ、その後、約10年ぶりの退院となりました。

私がそうであったように、ちょっとした理由で長い期間、退院できずにいる方はまだまだたくさんいます。

👤 ご家族

入院費用の請求等、病院から疑問に感じる依頼がありましたが、応じるしかありませんでした。悶々とした気持ちで、インターネットの検索をしていたら「大阪精神医療人権センター」のサイトを見つけました。思い切って電話をしてみたところ、不安な気持ちがいっぺんに安心と信頼の気持ちに変わりました。早速、センターの方が入院している弟に面会に行ってください、とても心強く感じました。

一般の者には、精神医療についての詳しい知識は殆どありません。例えば、本人が家族に訴えても「病人の言っている事ですから」と片づけられてしまっているのかも知れません。そのような場合は、一体誰が本人の立場に立って考えられるのだろうかと思います。入院者やその家族にとって困ったときに安心して相談できる「大阪精神医療人権センター」があることが、どれだけ救いになるかはわかりません。

私たちも、大阪精神医療人権センターを応援しています

荒田寛（龍谷大学社会学部教授）、池原毅和（弁護士）、伊藤哲寛（精神科医・元北海道立精神保健福祉センター長）、上野秀樹（精神科医・元内閣府障害者政策委員会委員）、白井久美子（障害者欠格条項をなくす会事務局長）、内田博文（九州大学名誉教授）大熊一夫（ジャーナリスト）、大熊由紀子（ジャーナリスト）、太田修平（日本障害者協議会理事・障害連参与）、大西香代子（甲南女子大学教授）、岡崎伸郎（国立病院機構仙台医療センター精神科部長・精從懇前代表幹事）、岡田靖雄（精神科医）、尾上浩二（ちゅうぶ代表理事）、菅野治子（しのめハウス施設長）、北野誠一（おおさか地域生活支援ネットワーク理事長）、倉町公之（大阪府精神障害者家族会連合会会長）、黒田研二（関西大学人間健康学部教授）、佐藤聡（DPI 日本会議事務局長）、佐藤和喜雄（福祉会菩提樹理事長）、全国精神障害者ネットワーク協議会、辻井誠人（桃山学院大学社会学部教授）、堤俊仁（大阪精神科診療所協会会長）、戸高洋充（全国精神障害者地域生活支援協議会代表理事）、殿村壽敏（精神障害者社会復帰促進協会理事長）、長谷川利夫（杏林大学教授、「病棟転換型居住系施設」について考える会呼びかけ人代表）、原昌平（新聞記者）、東俊裕（弁護士）、平野みどり（DPI 日本会議議長）、藤井克徳（日本障害者協議会代表）、藤井達也（上智大学総合人間科学部教授）、松嶋健（広島大学准教授）、松田博幸（大阪府立大学准教授）、三田優子（大阪府立大学准教授）、八尋光秀（弁護士）



入会やご寄付のおねがい

私たちの財政的基盤の中心は「会費」や「寄付」となります。活動を維持し、充実させるためには、皆様からの支援が必要となります。



電話・面会相談では相談者の方からお金を頂いておらず、訪問活動（療養環境サポーター制度）でも大阪府等から委託費用の支払はありません。特に面会活動の拡充のためには、交通費（1回2,000円～4,000円／2名分）や複数の事務局スタッフの人的費（年間約500万円）が必要となります。

会費・寄付の申込と支払方法

ご寄付もいつでも受付けています。

会員種別
年会費

特別協力会員
& 寄付
大募集

賛助会員

- 障害者 1,000円
- 個人 3,000円
- 団体 5,000円

特別協力会員

- A 10,000円
- B 30,000円
- C 50,000円

こちらより申込書をダウンロードできます

検索 大阪精神医療人権センター

入会・寄付は WEBでも手続きできます。 <http://www.psy-jinken-osaka.org/>



郵便払込	口座番号	00960-3-27152
	加入者名	NPO 大阪精神医療人権センター
銀行振込	三井住友銀行 南森町支店	普通1485805
現金	講演会会場・事務所にて	
クレジットカード	ウェブサイトのみ	

会員特典

人権センターニュースの送付 2か月に1回 年間6冊

人権センターニュースは、「声をきく」ことを重要な価値観とする私たちだからこそ発信できる情報が盛りだくさんです。また、病院訪問報告書も毎号2病院掲載しており、大阪府内の病院の療養環境の改善状況等を行うことができます。当事者・家族の皆様だけでなく、精神科病院に勤務する皆様や地域精神医療保健福祉にかかわる皆様にも必見です。

メルマガ配信 1か月に1回から2回

精神医療及び精神保健福祉にかかわる最新ニュースや私たちの講演会・セミナー情報等をいち早くお知らせします。

活動参加のための情報提供

面会活動だけでなく、講演会の企画・運営や広報誌・SNSによる情報発信のサポート等いろいろな形で参加できます。

※面会活動は養成講座の受講が条件となります。



寄付特典

ご寄付をしていただく場合、確定申告によって『**税額控除**』を受けることができます。



税額控除とは？

- ※確定申告は最寄りの税務署にご相談ください。
- ※大阪府（堺市を除く。）に在住の方は、地方税分も控除されます。
- ※控除には限度額があり、実際の税額はケースにより異なります。

寄付金 1万円の時

所得税額 **-3,200円**

実質負担 **6,800円**

寄付金 5万円の時

所得税額 **-19,200円**

実質負担 **30,800円**

10,000円のご寄付で、2～3名の面会が可能になります。

